

令和5年4月12日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
高 井 康 之  
(公印省略)

「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」の一部改正について

平素は本会事業に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、特別養護老人ホーム（以下、特養）については、平成27年4月から、原則として要介護3以上の方のみが入所できることとなり、要介護1および2の方については、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難な場合、特例的に入所（以下、特例入所）できることとなっています。特例入所に関する指針の作成・公表についての留意事項については、厚生労働省より通知が示されています。

また、令和4年12月20日に社会保障審議会介護保険部会で取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」において、特養が在宅での生活が困難な中重度の介護者を支える施設としての機能に重点化されている趣旨等を踏まえ、地域における実情を踏まえた適切な運用を図ることが適当であると示されています。

本通知は、今般、これらを踏まえ、厚生労働省より都道府県等行政宛に上記留意事項に関する通知の一部改正通知が発出された旨の連絡です。

今般の一部改正通知においては、特例入所の対象者について、地域の実情等を踏まえ、各自治体において必要と認める事情があれば、それも考慮することや、管内の市町村・関係団体における特例入所に関する指針の作成及び特例入所の運用について、必要な助言及び適切な援助を行うこと等が示されました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

(添付資料)

- 「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」の一部改正について  
(令5.4.7 老高発0407 第1号 厚生労働省老健局高齢者支援課長 通知)

<担当> 大阪府医師会地域医療2課(西井・吉田・竹村)  
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22  
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737